

# 雑阿含 1299 経と 1329 経をめぐって

—Gāndhārī Dharmapada 343-344 と Turfan 出土梵文  
写本 No. 50 の同定と Mahābhārata 13.132 の成立—

## 榎 本 文 雄

### § 1 雑阿含 1299 と Gāndhārī Dharmapada 343-344, Mahābhārata 13.132

雑阿含 1299 経<sup>1)</sup>は、パーリ三蔵に対応する經典を見出しえないが、韻文で十善業を説く経として、またチベット大蔵経中に対応経<sup>2)</sup>が含まれるものとして重要な経である。ここでは、この経と Gāndhārī Dharmapada (=G. Dh) 343-344 と Mahābhārata (=MBh) 13.132 が互いに共通する原伝承に基いて成立し、その中で雑阿含 1299 が最も原伝承に近いものであることを論述してみたい。

J. Brough 教授校訂の G. Dh の写本には、G. Dh 自身には属さない二偈が含まれている。同教授によると、それらは G. Dh の本文とは異なつた書き手によつて後代付加されたものであるという<sup>3)</sup>。その二偈の内、後者 (344) へのパラレルとして同教授は Suttanipāta (=Sn) 324<sup>4)</sup>を掲げておられるが、pāda cd は一致しない。むしろ、雑阿含 1299 の方がはるかによく一致し、しかも二偈全体に対応する。まず、その二偈と雑阿含 1299 の前半部分を以下に掲げてみよう。

adikradaya ratri/ devada uvasagrami/  
vaditva muninu pada/ imi praśaṇa pradiprocha//  
kiśila kesamacara/ keguna kena karmaṇa/  
kehi darmehi sabana/ ke jaṇa spargaḡamiyu// (343-344)

夜が更ける頃、ある天神が近づき沈黙の聖者(世尊)の両足を拝んで次のことを尋ねた。「どんな生活習慣で、どんな正しい行為をし、どんな徳をもち、どんな性質を備えたどのような人々が、どんな業によって天界に行くのか。」

如是我聞。一時仏在舍衛國祇樹給孤獨園。時彼天子容色絕妙。於後夜時來詣仏所。稽首仏足退坐一面。其身光明遍照祇樹給孤獨園。時彼天子説偈問仏

何戒何威儀 何得何為業 患者云何住 云何往生天 (大正2.357b)

この内、散文部分は、Saṃyuttanikāya (=SN) の Devatāsaṃyutta に対応する雑阿含の各経の序文に相当し、天神(天子)が世尊と対論すべく登場する次第を描

くものである。SN の *Devatāsaṃyutta*, それに相当する雑阿含, 別訳雑阿含のいずれにおいてもこの部分は常に散文で叙述されている。*Devatāsaṃyutta* を含む SN の *Sagāthavagga* では、このように、語られた内容以外の部分が韻文で記されることがまれにあるが、それらは、対応漢訳阿含では散文であつたり<sup>5)</sup>、注釈者が後の付加であると述べていたり<sup>6)</sup>して、二次的な改作である場合がほとんどである。G. Dhp 343 は、この種の、雑阿含では散文で描かれる部分に相当する。

次に、G. Dhp 344 は、雑阿含の天神の質問と一致する。pāda bc が若干異なるかに見えるが、対応する別訳雑阿含 (=別雑) では「有何功德力……具足何等法<sup>7)</sup>」とあり、さらに、雑阿含 1161 に含まれる平行偈では「云何為功德……成就何等法<sup>8)</sup>」とある。ゆえに、雑阿含 1299 の「何得……惠者云何住」は伝承が乱れたためであり<sup>9)</sup>、本来は G. Dhp 344 と全同であつたと考えられる。

ところが、G. Dhp では、これに続く偈がなく、答えの部分が記されていない。一方、雑阿含では、後述の如く世尊による答えの部分がこれに続く。質問の部分のみの G. Dhp はいかにも不自然である。

以上の諸点を総合すると、G. Dhp 343-344 は、雑阿含 1299 の如き単経の序文を韻文に改め、さらに質問の部分のみを抽出したものと推定される。なお、G. Dhp は、法蔵部所伝の可能性が濃く<sup>10)</sup>、典拠であつた単経も、根本説一切有部所伝の雑阿含<sup>11)</sup>に相当する法蔵部の単経であつた可能性が強い。

次に MBh のパラレルに目を移してみよう。MBh は、ジャイナ經典に劣らず、仏典とのパラレルを多く示す文献であるが<sup>12)</sup>、本稿で取り上げるのは MBh 13. 132 である。この章は、いわゆる *Umāmaheśvarasaṃvāda* (シヴァとその妃ウマーの対話) の一章であるが、直前の第 131 章では、婆羅門などの四姓は生まれによるのではなく行為の如何による<sup>13)</sup>という仏典やジャイナ經典と共通する思想が説かれている。このような章の直後に位置する第 132 章では、天界や地獄へ人を導く業 (*karman*) がこと細かく述べられている。それは、ウマーの問いから始まる。

kena śīlena vā deva karmaṇā kiḍḍḥena vā/  
samācārair guṇair vākyaiḥ svargaṃ yāntiḥ mānavāḥ// (3)

神よ、どんな生活習慣によって、またどんな業によって、(どんな)正しい行為・徳・言葉によってこの世の人々は天に行くのか。

ささいな語順の異同等を除けば、この偈は G. Dhp 344<sup>14)</sup>や雑阿含 1299 の天神の問いと共通する。

このウマーの質問に対してシヴァは身口意の三業に分けて生天の道を示す。

殺生をつつしみ (prāṇātipātād virata-), (正しい) 生活習慣をもち (śīlavat), 同情心を備え, 敵も友も平等に扱い, 自制ある人々は業の束縛から解き放たれている。(8) あらゆる生物に対して同情をもち, あらゆる生物に信頼され, 害すること (himsā) をすて, 正しく振舞う人々は天に行く (te narāḥ svargagāminah)。(9) 決して他人の財産を所有しようとせず, 他人の妻をさげ, 正しく得られたものを享受する人々は天に行く。(10) 常に他人の妻 (paradāra) に対して母・妹・娘のようにふるまう人々は天に行く。(11) 決して盗みをせず (stainyān nivṛtta-), 自己の財産で満足し, 分に安んじて生活する人々は天に行く。(12) 自己の妻を愛し (svadāranirata), 適当な時に交わり, 交わりを享受しない人々は天に行く。(13) 他人の妻に対して, 常に正しい行為をもって目をおおい, 感官を制御し, 正しい生活習慣に専心する人々は天に行く。(14)

自分の為 (ātmahetu) であろうと, 他人の為 (parārtha) であろうと, 戯れや笑いによってであろうと, この世でうそをつかない (mṛṣā na vadanti) 人々は天に行く。(18) 生活の為であろうと, 道徳の為であろうと, 欲望の為であろうと, うそをつかない人々は天に行く。(19) 柔らか (ślakṣṇa) で, 傷つけることなく, 甘く, 罪のない言葉を歓迎の心で語る人々は天に行く。(20) 辛辣で, 荒々しく (paruṣa), 冷酷な言葉を語らず, 中傷を楽しみにしない正しい人々は天に行く。(21) 友達同士を仲違いさせる (mitrabhedakara) 中傷 (piṣuna) をせず, 真実の, 慈しみのあることを語る人々は天に行く。(22) 常に, 他人を傷つける, とげのある言葉をさげ, あらゆる生物を平等に扱い, 自制ある人々は天に行く。(23) 偽りを語る (pralāpa) ことをつつしみ, 人に逆らうことをさげ, 常に快いことを語る人々は天に行く。(24) 怒りの為であろうと人の心を裂くような言葉を発せず, たとえ怒っても快いことを語る人々は天に行く。(25)

無人の荒野 (araṇya) に落ちている他人の財産 (parasva) を見ても, 心ですら (それを) 欲しない人々は天に行く。(30) 村 (grāma) であろうと, 家の中であろうと, 人のいない所にある他人の物を決して望まない人々は天に行く。(31) また, ひとけのない所にいる放縦な他人の妻に対して心ですら犯さない人々は天に行く。(32) 敵でも友でも会えば常に平等の心で遇する人々は天に行く。(33) 学識があり, 同情心があり, 清浄で, 約束を守り, 自己の財産で満足する人々は天に行く。(34) 恨みをもたず, 苛立つことなく, 常に慈しみの心 (maitracitta) を専らもち, あらゆる生物 (sarvabhūta) に同情心をもつ人々は天に行く。(35) 信心 (śraddhā) があり, 同情心があり, 誠実で, 誠実な人を好み, 常に善悪を知る人々は天に行く。(36) 善悪の業の結果 (karmaṇām phala-) が積み重なった報い (vipāka) を知る人々は天に行く, 妃よ。(37)

一方, 雑阿含 1299 では, 先の天神の質問に対して世尊は以下の十善業を説く。不殺生, 不偷盜, 不邪淫, 不妄語, 不兩舌, 不惡口, 不綺語, 不貪欲, 不瞋恚, 正見の十種の善行である。

遠離於殺生	持戒自防樂	害心不加生	是則生天路
遠離不與取	與取心欣樂	斷除賊盜心	是則生天路
不行他所受	遠離於邪淫	自受知止足	是則生天路
自為己及他	為財及戲笑	妄語而不為	是則生天路
斷除於兩舌	不離他親友	常念和彼此	是則生天路
遠離不愛言	軟語不傷人	常說淳美言	是則生天路
不為不誠說	無義不饒益	常順於法言	是則生天路
聚落若空地	見利言我有	不行此貪想	是則生天路
慈心無害想	不害於衆生	心常無怨結	是則生天路
苦業及果報	二俱生淨信	受持於正見	是則生天路
如是諸善法	十種 <sup>15)</sup> 淨業跡	等受堅固持	是則生天路 (大正 2.357bc)

MBh と雜阿含を比較してみると、雜阿含の十種の善行はすべて MBh に収められていることがわかる。MBh の 8,9 は不殺生、10 の一部と 12 は不偷盜、10 の一部と 11, 13, 14 は不邪淫、18, 19 は不妄語、21 の一部と 22 は不兩舌、21 の一部と 20, 23, 25 は不惡口、24 は不綺語、30, 31, 32 は不貪欲、33, 35 は不瞋恚、36, 37 は正見と以上の如く対応するからである。しかも、MBh の同じ第 13 篇には、仏教と同様の十業道 (daśa karmapatha-) を明言している箇所もある<sup>16)</sup>。さらに、MBh の訳文に Skt. の原語を補った箇所などでは、MBh と雜阿含が共通な原語を用いていたことが知れる。この点は、雜阿含 1299 に相当するチベット訳 Alpadevatāsūtra を見れば一層明確になる。また、MBh の 9 以後 pāda d は同一句が繰り返されるが、これも雜阿含と共通する。Alpadevatāsūtra では、skye bo de dag mtho ris 'gro<sup>17)</sup> とあるゆえ MBh とほぼ同一の原語だったであろう。

以上の諸事実を総合すると、MBh 13.132 と雜阿含 1299 は両者に共通する単独の原伝承に基いて成立していると言える。ただ、MBhの方が雜阿含より増広されている点や、婆羅門教における生天の要因、祭祀 (yajña) が言及されず、布施 (dāna) や苦行 (tapas) も強調されていない<sup>18)</sup>点は、その原伝承が婆羅門教的な色彩がうすく、雜阿含により近かつたことを示唆するものであろう。ともかく、これまで言われてきたような単なる徳目の類似<sup>19)</sup>のみならず、十善をテーマにした共通の伝承すら仏典と MBh とに存在することは、仏教と婆羅門教の十善・十悪の関係を考察する上に貴重な資料となるであろうが、それは別の機会に譲る。

## § 2 雜阿含 1329 と Turfan 出土梵文写本 No. 50

雜阿含 1329 經<sup>20)</sup>は Sn の Hemavatasutta に相当し、ここには § 1 で触れた十

善業の原型の如きもの<sup>21)</sup>と考えられているものも含まれている。ところが、最近刊行された Turfan 出土の梵文写本目録の No. 50<sup>22)</sup>に雑阿含 1329 に相当する梵文の断片が含まれていることに気がついた。同目録の作成者は、この点に気づかずその一部に Pārāyaṇasūtra という標題を与え、他の部分は同定すら行なっていないので、ここに訂正、並びに復元・同定を試みたい。まず、誤まって Pārāyaṇasūtra と比定された断片と雑阿含 1329 の対応部を掲示してみる。なお、丸カッコの部分は目録作成者の補足であり、注記も目録作成者のものである。

U U (kāma)guṇā loke manañṣaṣṭh(ā) U — U U  
U U U U prahāyeha sarvvaduḥkhat<sup>①</sup> pramucyat(e) (23)  
 eta<sup>②</sup> duḥkh(a)sy(a) ni(r)yyāṇam eva duḥkhad<sup>③</sup> vimucya(te)  
 nirmokṣam eka<sup>④</sup> tad ācakṣe yatraitad uparudhyate 24  
 (nirvva)rttate kutra sarah kutra vatmā<sup>⑤</sup> na varttati  
 kutra d(uḥkham etat) sarvvam aśeṣam uparudhyate 25  
 cakṣu śrotram ta — U U U U (kā)yas tathā manañ  
 nāmārūpaṃ tathā sarvvam .ṛ U U U U — U .ṃ 26  
 vijñānasya nir(o)dgena tat sarvvam up(ar)u(ddhyate)  
 (ni)rvvarttate tatra saras tatra vartmā na varttate  
 tatra duḥkh(am eta)d arvvam<sup>⑥</sup> aśeṣam uparudhyate 27  
 kuto laukaḥ<sup>⑦</sup> sa mutpann(a k)urute samstavam kuha  
 kiñ ca lokam upādāya kutra loko (v)ihanyate 28  
 ṣaḍ(bh)i lokas(a)m(u)tpannaḥ kurute ṣaṭṣu samstavam

① read *-duḥkhāt* ② for *etad*? ③ read *evam duḥkhād* ④ for *ekam*? ⑤ read *vartma* ⑥ read *sarvvam* ⑦ read *lokaḥ*

世五欲功德 及説第六意 於彼欲貪無 解脱一切苦  
 如是從苦出 如是解脱苦 今答汝所問 苦從此而滅  
 泉從何轉還 惡道何不轉 世間諸苦樂 於何而滅尽  
 眼耳鼻舌身 及以意入処 於彼名及色 永滅尽無余  
 於彼泉轉還 於彼道不轉 於彼苦及樂 得無余滅尽  
 世間幾法起 幾法世和合 幾法取受世 幾法令世滅  
 六法起世間 六法世和合 (大正 2. 366c)

次に、未同定の小断片の一部も同じ経に相当することを示そう。上掲目録の p. 239 には h, i, j という記号を付された小断片が載せられているが、順序や表裏が乱れている。本来の位置に復元し、目録作成者以上の補足を行なうと以下のよ

うになる。対応する雑阿含と比較されたい。

U U U U U U U U .. v<sub>r</sub>aji.  
U U (duḥ)k<sub>h</sub>aprahāṇāya U U U U U — U ḥ 2  
 du(ḥk<sub>h</sub>aṃ) d(u)(ḥk<sub>h</sub>a)samutpādaṃ duḥk<sub>h</sub>a(sya samatikramam)  
U py. ñ<sup>①</sup> cā(ṣṭ)āṅgikaṃ mārg(gaṃ) d(u)ḥk<sub>h</sub>opaśama(gāminam) (3)  
U U U U U U U U (sa)rvvabhūta- tāy(i)naḥ  
 kaccid iṣṭās ta(thāniṣṭāḥ saṃkalpa- U va)śaṃ gata-  
 (mana)ḥ prānīhitam ta(sya) U U U U U .yibha.<sup>②</sup>  
U U U ṣṭās tathāniṣṭāḥ saṃ(kalpa- U vaśaṃ gata-)

① read *aryañ* ② read *tayinaḥ*

今日仏世尊 在摩竭勝國 住於王舍城 迦蘭陀竹園 演說微妙法 滅除衆生苦  
 苦苦及苦集 苦滅尽作証 八聖出苦道 安隱趣涅槃 当往設供養 我羅漢世尊  
 彼有心願樂 慈濟衆生不 彼於受不受 心想平等不  
 彼妙願慈心 度一切衆生 於諸受不受 心想常平等 (大正 2.365c-366a)

ここで注目すべきは第3偈である。この偈は Udānavarga (=Uv) 27.34 などと共通し、その pāda d は、中央アジア有部伝の Uv では古い伝承が保持されているが、根本有部系の Uv などでは改められている。前者では上掲の断片通りであるが、後者では kṣema(m)nirvāṇagāminam となり雑阿含と一致している。

また、先に掲げた断片の第26,27 偈には、雑阿含にない識の消滅に関する句が挿入されている。これは、目録作成者も注記しているように、Sn 1036-1037 にあたる自派の偈から抽出されたものであろう。その理由は、断片の第25 偈においても、Sn 1034-1035 においても「泉」や「流れ」をせき止めるという類似の思想が述べられていたためと考えられる。

以上、中央アジア有部と根本有部の伝承の違いを反映してか、若干の異同は伴うにせよ、以上の二断片が雑阿含 1329 に相当することは明らかに出来たと思う。

1) 別雑 297 (大正 2.475c~) に対応する。

2) 北京 No. 996 (Śū 267a6~), 東北 No. 330 (Sa 258b7~) の Alpadevatāsūtra。

3) G. Dh p. 281。Brough 教授は触れておられないが、G. Dh の本文にはない daṇḍa がこの二偈に限って付いていることもその証拠となる。

4) kimsilo kimsamācāro kāni kammāni brūhayam/  
naro sammāniviṭṭh' assa uttamatthañ ca pāpuṇe//

5) SN 11.2.8 の 10。

6) SN 4.3.5 の 23 や SN 4.3.3 の 22。

- 7) 大正 2.475c。
  - 8) 大正 2.309c。
  - 9) チベット訳 *Alpadevatāsūtra* では、yon tan gañ lags.....gnas pa ji ltar śes rab gañ (北京 Śu 267a8) とあり、後半部は雑阿含 1299 と共通の乱れを示す。
  - 10) Cf. G. Dh p. 54。
  - 11) 拙稿「*Udānavarga* 諸本と雑阿含経、別訳雑阿含経、中阿含経の部派帰属」(『印度学仏教学研究』28-2, p. 931 ff.) 参照。
  - 12) 本文で取り上げた雑阿含 1299 の直前の 1298 も MBh 3.297.40-41 と共通の原伝承に基づく。さらに、雑阿含 1299 に対応するチベット訳 *Alpadevatāsūtra* の直前に位置する *Devatāsūtra* (北京 No. 995) の Śu 266b 2~は MBh 12.288.39-40 と共通する。この二偈は、大正 15.124c や Sn 1032-1033 にも対応する。また、SN の *Sagāthavagga* 関係で未指摘のものとして、SN 8.5 と MBh 5.36.12, 12.288.38 との対応等を挙げることができる。以上の対応については別に改めて論ずるつもりである。
  - 13) MBh 13.131.49。
  - 14) G. Dh p. 344 と MBh 13.132.3 の対応は Brough 教授の指摘。
  - 15) 大正蔵経は「稱」とあるが、高麗本や宋版には「種」とある。大正蔵経は誤植であろう。
  - 16) MBh 13.13. 注⑨参照。
  - 17) 北京 Śu 267b2。Cf. *Dharmasamuccaya* (ed. Lin Li-koung) 32.92d: te janāḥ svargagāmināḥ=skye bo de ni mtho ris 'gro。
  - 18) 第 16 偈に一度だけ言及される。
  - 19) 池田澄達「十戒について」(『仏教研究』3-2, p. 95 ff.) を始め処々の論文で言及されている。
  - 20) 別雑 328 (大正2.483c~) に対応する。
  - 21) 平川彰『原始仏教の研究』p. 155 f。
  - 22) *Verzeichnis der orientalischen Handschriften in Deutschland* Bd. 10, IV *Sanskri-thandschriften aus den Turfanfunden* Teil IV, by L. Sander and E. Waldschmidt, Wiesbaden 1980, p. 236 ff.
- (補注) 最近 *Devatāsūtra* と *Alpadevatāsūtra* (断片のみ) の梵文が公表され、本稿に関する部分も若干含まれている。A. Mette; *Zwei kleine Fragmente aus Gillgit, SIII* 7, p. 139ff., 松村恒「*Devatāsūtra* と *Alpadevatāsūtra*」(『印仏研』30 に所収の予定)  
(京都大学研修員)